



HELLO, NEW CITY.

～ 新しいまちの暮らし  
スーパースマートシティ うつのみや 始動 ～

## 次第

# 第46回 宇都宮市環境審議会

## 1 開会

## 2 会長・副会長の選出について

## 3 議事

- ・「宇都宮市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」の改定（素案）について  
➤ 資料，別紙1，別紙2，別紙3

## 4 その他

## 5 閉会

令和5年12月25日（月） 午後4時00分～5時00分  
宇都宮市役所14階 14A会議室

環境部 環境創造課

# 宇都宮市環境審議会委員名簿

役職等	氏名
宇都宮市議会議員	石川 京樹
〃	手塚 泉
〃	岩井 潤子
〃	高橋 英樹
作新学院大学女子短期大学部 講師	森嶋 佳織
宇都宮大学 教授	横尾 昇剛
宇都宮共和大学 准教授	北浦 さおり
帝京大学理工学部 教授	加藤 彰
栃木県地球温暖化防止活動推進センター センター長	新井 有明
宇都宮市医師会 理事	稲葉 全郎

役職等	氏名
宇都宮農業協同組合 代表理事専務	半田 光隆
宇都宮商工会議所 議員	篠崎 務
宇都宮青年会議所 副理事長	鈴木 大介
うつのみや環境行動フォーラム 理事	増淵 弘子
宇都宮市青少年育成市民会議 副会長	小林 紀夫
宇都宮市女性団体連絡協議会 副会長	小金澤 頼子
宇都宮市自治会連合会 副会長	大森 幹夫
宇都宮地方气象台 次長	鈴木 紀行
公募委員	稲見 正雄
〃	西口 璃空

# 「宇都宮市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」 の改定（素案）について

- 趣旨 「宇都宮市地球温暖化対策実行計画」（以下、「実行計画」と言う。）の素案をとりまとめたことから、その内容について審議するもの
- 目次
  1. 計画の概要
  2. これまでの検討経過等
  3. 計画の特徴
  4. 計画の内容（別紙1・2・3）
  5. 地域脱炭素化促進事業について

# 1. 計画の概要

## (1) 改定の目的

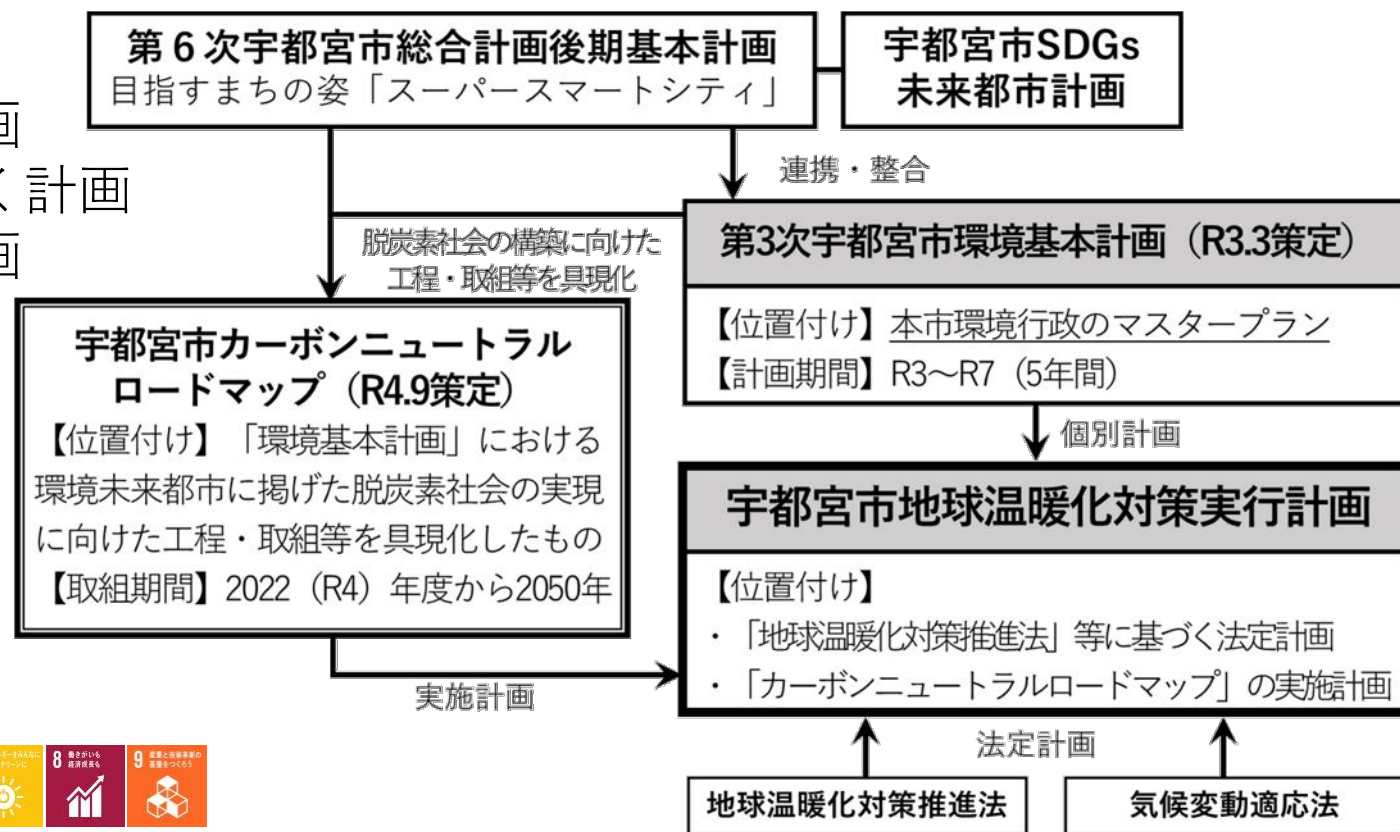
本市における2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、令和4年9月に策定した「宇都宮市カーボンニュートラルロードマップ」（以下、「市ロードマップ」という。）に掲げた目標（2030年度温室効果ガス排出量を2013年度比で50%削減）や取組の方向性に基づき、体系的・総合的に脱炭素化を推進していくため、現行計画の計画期間中途での見直しを行い、改定計画を策定する。

## (2) 計画の位置付け

- ・ 「第3次宇都宮市環境基本計画」の個別計画
- ・ 地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく計画
- ・ 気候変動適応法に基づく地域気候変動適応計画
- ・ 「市ロードマップ」の実施計画
- ・ S D G s のゴール7や13等の達成に貢献

## (3) 計画期間

令和6年度（2024年度）から  
令和12年度（2030年度）まで



## 2. これまでの検討経過等

### ■ 検討経過

令和5年7月～ 庁内会議（7月・10月・11月・12月）  
環境審議会（10月）

### ■ 宇都宮市環境審議会会議結果（令和5年10月17日開催）

#### 主なご意見・ご要望と素案への反映

- ・ 家庭の省エネを進めていくための既存住宅等に対する推進策
- ・ 再エネの自家消費率を高めるための蓄電池の導入促進
- ・ 太陽光以外の再エネの活用
  - ⇒ 施策1-1-② 低炭素化・脱炭素化住宅の普及促進
  - ⇒ 施策1-5-① 地域エネルギーの活用によるまちの活性化 等に反映
- ・ 産学官で連携した取組
- ・ 宇都宮ライトパワーを中心とした市の独自施策の展開
  - ⇒ 施策2-1-① 地区・街区等におけるエネルギーの合理的な利用の推進 等に反映
- ・ 集合住宅へのEV充電設備設置に向けた施策
  - ⇒ 施策2-2-③ 脱炭素型モビリティの導入促進 等に反映

### ■ 今後のスケジュール

令和5年 12月 27日～ パブリックコメント  
令和6年 2月 策定・公表

# 3. 計画の特徴

本市における、運輸部門の温室効果ガス排出割合が高いという課題や、冬季日照量が多いという地域特性を踏まえ、国や県の対策に加え本市独自の施策事業を強化することにより、**2030年度までの温室効果ガス排出量50%削減（2013年度比）**の達成を目指す計画とした。

## ① ゼロカーボンムーブの推進

公共交通の利用促進や端末交通の脱炭素化、EVの普及促進等の取組を推進する。

- 《主な事業》
- ・デコ活※等の環境配慮行動の実践促進【拡充】
  - ・バス・タクシーへのゼロエミッション車の導入推進【新規】
  - ・EVの導入促進【拡充】

- ▶市ロードマップにおける取組目標  
：乗用車保有台数のうちEVが占める割合 16%（現状…0.4%程度）

※ デコ活とは  
環境省による「脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動」の愛称。二酸化炭素（CO2）を減らす（DE）脱炭素（Decarbonization）と、環境に良いエコ（Eco）の響きを含む“デコ”と、活動・生活を組み合わせた言葉。生活を彩る（デコレーション）の意味も含む。

# 3. 計画の特徴

## ② 再生可能エネルギーの最大限導入と地産地消の更なる推進

新たに再生可能エネルギー導入目標を掲げ、目標達成に向けた支援策を拡充するとともに、「地域脱炭素化促進事業制度※」を活用した資源・経済循環にも寄与する再生可能エネルギーの地産地消を推進する。

《主な事業》 ・ 創エネ・蓄エネ導入支援制度の実施【拡充】

・ 地域新電力による再生可能エネルギーの地産地消の推進【拡充】

▶ 市ロードマップにおける取組目標

： 住宅の25%，事業所の10%に太陽光発電設備を導入（現状…住宅：10%，事業所：5%程度）

## ③ ライトライン沿線の脱炭素先行地域における取組の推進

環境省から第2回脱炭素先行地域に選定されたことを受け、ライトライン沿線をモデル地区とした取組を計画に位置付け、着実に推進し、効果的な取組を市内全域に波及させていく。

《主な事業》 ・ 脱炭素先行地域計画に基づくライトライン沿線におけるモデル地区の創出【新規】

・ 市域におけるエネルギーマネジメントの検討【新規】

※ 地域脱炭素化促進事業制度とは  
改正地球温暖化対策推進法（令和4年4月施行）において新たに創設された認定制度。国や県が定める環境配慮の基準に基づき、市町村が「地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項（再エネ促進区域や再エネ事業に求める環境保全・地域貢献の取組など）」を実行計画に位置付け、適合する事業計画を認定する仕組み。

## 4. 計画の内容

- 宇都宮市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）改定の素案（概要） … 別紙 1
- 改定計画の施策体系一覧（施策指標・構成事業と主な事業の内容） … 別紙 2
- 宇都宮市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）素案（本編） … 別紙 3



# 5. 地域脱炭素化促進事業について

## 《制度の概要》

改正地球温暖化対策推進法（令和4年4月施行）において新たに創設された認定制度であり，国や県が定める環境配慮の基準に基づき，市町村が，「地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項（再エネ促進区域や再エネ事業に求める環境保全・地域貢献の取組など）」を実行計画（区域施策編）に位置付け，適合する事業計画を認定する仕組み



▲出典：環境省パンフレット「地域脱炭素化促進事業の取組拡大に向けて」

各種優遇措置を受けることにより，財源を効果的に活用して事業が実施できる（需要家に対する負担の軽減などの効果）

まちづくりの一環として、市が促進していきたい地域共生型の事業の形を示す。

【事業者のメリット】  
 ・各種補助事業の優先採択  
 ・融資の優遇等

【需要家のメリット】  
 ・自律分散電源の確保，負担軽減  
 ・災害時の電力供給 等

# 5. 地域脱炭素化促進事業について

設定は必須ではないものの、本市においては再エネ導入を促進する方策の一つとして本制度を活用することで、効果的に財源を確保しながら再エネの導入拡大を図っていく

## 《本市における制度活用の必要性・ねらい》

### ・ 再エネ事業者のさらなる参入促進

➤ 民間事業者に対しても各種補助事業の優先採択等の優遇措置があるほか、本市にとって望ましい再エネ導入の考え方を明示することで、再エネ事業者の事業予見性が高まる

### ・ 実行計画に定める「重点プロジェクト」（脱炭素加速化プロジェクト）のより一層の推進

➤ ロードマップに掲げた「<sup>大胆に!</sup>かえる」「<sup>もっと!</sup>つくる」「<sup>みんなで!</sup>育てる」の基本方針に基づく

- ① スマート&ゼロカーボンムーブプロジェクト
- ② 再生可能エネルギー最大限導入・活用プロジェクト
- ③ カーボンニュートラルなまちづくりプロジェクト の推進につなげていく

### ・ 再エネ導入拡大に向けた財源の確保

➤ （促進区域を設定することによる）各種補助事業の優先採択や上限額の引き上げなどにより国の交付金を確保しながら、市の財源を効果的に活用し、再エネ導入を促進

#### 【参考】重点対策加速化事業交付金（環境省）

促進区域設定済の市町村に対しては、5年間での交付額  
の上限を**15億円⇒20億円に引き上げ**。

# 5. 地域脱炭素化促進事業について

## ■ 地球温暖化対策推進法に基づく法定項目と本市の設定内容

設定すべき事項（法定項目）	本市の設定内容
地域脱炭素化促進施設の <u>種類及び規模</u>	太陽光発電 規模の制限は設けない
促進事業の <u>対象となる区域</u> ( <u>促進区域</u> )	<p>居宅 : 市街化区域の居住誘導区域, 市街化調整区域の地区計画が活用可能なエリア (電力需要のある敷地内の建物, 構造物の屋根面等)</p> <p>事業所 : 市街化区域, 市街化調整区域の地区計画が活用可能なエリア (電力需要のある敷地内の建物, 構造物の屋根面等)</p> <p>市有施設 : 市有施設の屋根面等</p>
施設の整備と一体的に行う <u>地域の脱炭素化のための取組</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共交通をはじめとする多様なモビリティの脱炭素化に資する取組に関すること</li> <li>・需要家に対する省エネ (LED照明, 高効率空調設備など), 創エネの普及啓発に関すること</li> <li>・発電で得られた電気を自家消費するほか, 余剰電力は, 市内の住民や事業者が利用するエネルギーとして活用すること</li> </ul>
施設の整備と併せて実施すべき, <u>地域の環境の保全のための取組</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・希少な動植物の生息環境を保全する観点, 景観への影響の観点, 反射光の影響の観点等, ガイドラインや市条例等に掲げられた環境保全・環境配慮に係る取組を踏まえた対策を講じること</li> <li>・個別具体的には, 地域脱炭素化促進事業に係るガイドラインにおいて設定する。</li> </ul>
施設の整備と併せて実施すべき, <u>地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組</u>	「地域経済循環社会」「地域共生社会」「脱炭素社会」の3つの社会の構築に資すること
<u>地域脱炭素化促進事業の目標</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域新電力会社の一般家庭余剰電力の買取件数 : 現状値 (R4) 40件 ⇒ 目標値 (R7) 500件</li> <li>・市有施設の再エネ導入量 (累計) : 現状値 (R4) 517kW ⇒ 目標値 (R12) 12,700kW</li> </ul>